

# こんにちは！ 地域包括支援センターです！

☎ 地域包括支援センター（伊奈庁舎1階） ☎ 0297・57・0203

今回は「成年後見制度」についてお伝えします。

地域包括支援センターでは、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を続けていくため、高齢者の権利を守る取り組みを行っています。そのなかで、認知症や障がいにより判断能力が不十分な方の日常生活を、法律的に保護する仕組みとして「成年後見制度」があります。財産の管理や契約の代理・取り消し、介護・医療へのサポートなどを通して高齢者の財産や権利を守ります。

成年後見制度を大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。



法定後見制度は、ご本人の判断能力に依りて、家庭裁判所が法定後見人を選任します。申し立てができるのは、本人や配偶者、四親等内の親族、市町村長などです。

一方、任意後見制度は将来に備えて、後見人になってもらいたい人と契約を結んでおく制度です。任意後見人となる方、権限範囲を自分で決めることができますというのが法定後見との違いになります。公正証書によって契約を結び、判断能力が低下した時に家庭裁判所に申立て、任意後見監督人が選任され後見事務が開始となります。

パンフレットなどを活用しながらの説明もできます。成年後見制度について関心をお持ちの方はお気軽にご相談ください。



手続き・申請

## 心身に障がいがある方へ

☎ 土浦県税事務所 収税第二課 ☎ 029・822・7205

### 自動車税減免申請の 出張窓口を開設します

茨城県では、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方のため使用する自動車で、障がい者の方ご本人もしくは障がい者の方と生計を共にする方が所有する自動車について、障害等級が一定の要件を満たす場合、申請により自動車税種別割（旧自動車取得税）および自動車税環境性能割（旧自動車税）を減免する制度を設けています。

減免申請は、管轄の県税事務所において年間を通じて受け付けています。次の日程で市役所伊奈庁舎1階に減免申請の受付窓口を設置するので、ご利用ください。

なお、出張窓口は、臨時的なものであり、通常よりお待たせする可能性があります。そのため、必要な書類については、可能な限り事前に、県税事務所までお問い合わせください。

▼受付日時 2月9日（水）、3月10日（木）  
午前10時～午後3時（正午～午後1時を除く）

※予約不要

▼受付場所 市役所伊奈庁舎1階小会議室（6番窓口社会福祉課向かい）

▼必要書類 障害者手帳（原本）、納税義務者の印鑑（認印可）、運転者の運転免許証（コピーでも可。その場合は免許証両面）、自動車の車検証または納税通知書、生計を一にすることを示す書類（住民票など）

※減免の要件により手続きに必要な書類が異なります。  
※申請で使用する書類（戸籍謄本・住民票謄本など）を取得する際の手数料は、免除されません。社会福祉課で証明書を発行するので、お問い合わせください。

※新車、中古車新規登録に係る減免や自動車税環境性能割の減免については、登録日から30日以内に管轄の土浦県税事務所自動車税分室でお願いいたします。

※軽自動車税の減免については、市役所税務課までお問い合わせください。  
※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、開設を見送る場合があります。開設日近くになったら、お問い合わせ先や茨城県総務部税務課ホームページなどで開設の有無を確認することをお勧めします。